

別添21

社援地発 0401 第 22 号
国 住 備 第 5 9 6 号
国 住 心 第 3 7 2 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
各都道府県・指定都市・中核市 住宅担当部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
国土交通省住宅局住宅総合整備課長
安心居住推進課長

（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく事業のみならず、住宅施策を含む関係制度との連携が重要である。

この点、住宅施策においては、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、生活困窮者を含む住宅確保要配慮者（住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者をいう。以下同じ。）に対する民間賃貸住宅等の供給の促進を図ることとしている。

これまでも両施策の連携の推進を図ってきたところ、今般、令和 6 年 4 月 24 日に公布された「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 21 号。以下「令和 6 年改正法」という。）により、自治体が法に基づく各事

業等を実施するに当たっては、住宅セーフティネット法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）が行う業務と連携を図ることが努力義務とされるなど、居住支援の強化のための措置が講じられたところである。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）においては、居住支援法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅の供給促進、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を始め、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に向けた所要の措置が講じられたところである（令和7年10月1日の施行を予定）。

については、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と住宅施策との連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局においては、各制度の趣旨や内容を理解いただき更なる連携の推進を図っていただくとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局においては関係機関、関係団体等に、住宅担当部局においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関、関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。なお、「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」（平成27年3月27日付け社援地発0327第13号、国住心第217号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）及び「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について」（平成31年3月29日付け社援地発0329第7号、国住備第492号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）は廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮者を早期に発見することが必要である。このため、公営住宅の管理等を通して生活困窮者を把握しうる住宅部局と生活困窮者自立支援制度主管部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

例えば、公営住宅の入居者の中には、様々な生活上の事情を抱えており支援が必要な者も少なくないと考えられることから、支援が必要と思われる者については、適切に自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）につなぎ、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援を行うことが重要である。また、公営住宅その他の住宅への入居を希望している生活困窮者についても同様に、生活困窮者自立支援制度主管

部局と住宅部局が十分な連携を図りつつ、必要な情報提供や助言を行うことが重要である。その際、都道府県が管理する住宅は、生活困窮者自立支援制度主管部局と事業実施単位が異なることから、必要な情報の共有など特に連携を図っていただく必要がある。

なお、相談者をつなぐ場合や協働して支援を行う場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等について、個人情報への取扱いに配慮して、本人に同意を得た上で共有するなど個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則った対応をお願いする。

2 法に基づく会議体等を活用した連携について

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援機関が開催する支援調整会議（※1）のほか、法第9条第1項の規定において福祉事務所設置自治体が組織するよう努めることとしている支援会議（※2）が開催される。この支援会議の構成員については、福祉事務所設置自治体が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮者の支援に当たって、住宅部局を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

一方、住宅セーフティネット法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）は、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行うものである。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律により、地方公共団体による居住支援協議会の設置が努力義務化されたこと及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者等がその構成員として明確化されたことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度主管部局等が参画することも検討されたい。

また、両制度の取組をより効果的なものとするため、双方の会議における協議内容を相互に報告・情報交換するなどの方法により、各制度の趣旨や内容に係る理解を深めるとともに、より多様で包括的な支援が可能となるよう連携をお願いする。

（※1）自立相談支援機関が開催する、生活困窮者の自立に向けた支援プランについて支援に関わる関係機関が協議、合意する場であり、その中で地域課題の解決に向けた議論も行われる。

（※2）地域における関係機関等により構成される会議であって、関係機関等がそれぞれ把握している生活困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における支援体制の検討等を行う場。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度については、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口にご相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、関係機関が把握した生活困窮の端緒となる事象を自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。

法第 8 条第 2 項の規定は、これらを踏まえ、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことを努力義務としている。

については、当該規定を踏まえ、住宅部局において、公営住宅その他の住宅の入居者及び入居を希望する者等で経済的な困窮や複合的な事情を有している生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

4 生活困窮者自立支援制度と公営住宅施策の連携

(1) 家計改善支援事業と公営住宅担当部局の連携

生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業は、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施するものである。当該生活困窮者が公営住宅の家賃を滞納している状況にある場合等においては、生活困窮者家計改善支援事業による家計の「見える化」を通じて滞納整理に向けた支援を行うとともに、家計改善支援事業の支援員が公営住宅担当部局の滞納相談窓口へ同行し、家計改善支援事業において作成した家計表やその分析に基づいて作成する家計再生プランを活用して相談を行い、公営住宅担当部局は滞納家賃の分納・延納等の検討をするにあたり、提示された家計再生プランを必要に応じて参考として活用することが考えられる。家計改善支援事業の実施者及び公営住宅担当部局の間においても、日頃から連携を図るとともに、公営住宅担当部局においては、家計改善支援事業の内容と意義をご了知いただき、相談窓口においては当該事業による支援状況等も踏まえて対応いただくようお願いしたい。

(2) シェルター事業のための公営住宅の使用

生活困窮者自立支援制度におけるシェルター事業（法第3条第6項第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）は、住居のない又は住居を失うおそれのある生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他当該場所において日常生活を営むのに必要な物資を貸与又は提供するもので、宿泊場所としては、専用の施設のほか、旅館・ホテルやアパート等の一室を借り上げる方法も可能としている。

この点、公営住宅法第45条第1項では、国土交通大臣の承認を得た上で、公営住宅の管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅を社会福祉事業等に使用させることができるとされており、公営住宅を使用させることができる社会福祉事業等にシェルター事業が含まれている。

については、生活困窮者自立支援制度主管部局及び公営住宅担当部局においては、緊密に連携し、地域の住宅確保要配慮者の状況等を勘案し、適宜、NPO法人等とも連携して、公営住宅の空き住戸を活用した自立支援を積極的に推進していただくようお願いしたい。

5 生活困窮者自立支援制度と居住支援法人等の連携

(1) 自立相談支援事業と居住支援法人・居住支援協議会の取組の連携

前述のとおり、令和6年改正法により、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の実施に当たって、居住支援法人が行う業務と連携を図ることが努力義務とされたところである。

特に、自立相談支援事業は、生活に困窮した者を幅広く受け止め、一人ひとりの状況に応じた支援を提供する包括的な相談窓口である。生活困窮者は複合的な課題を抱えており、とりわけ住居に関する課題を抱えている場合、居住支援法人等の取組と連携することでより効果を発揮することが可能である。また、令和6年改正法により、自立相談支援事業において居住に関する課題に対応することが明確化されたことも踏まえ、一層の連携が重要となる。

例えば、離職により住居を失った生活困窮者が民間賃貸住宅の確保が困難な場合や、賃貸借契約に当たり保証人を得られない場合などは、居住支援法人・居住支援協議会と連携することにより、住宅セーフティネット法第8条に規定する登録を受けた賃貸住宅（セーフティネット住宅）等の民間賃貸住宅の情報提供、住宅相談や入居後の生活相談サービスの提供、家賃債務保証業者の紹介など、住宅の確保に向けた支援を受けることが可能となる。

また、住宅確保要配慮者が離職により住居を失うおそれがある場合、一般就労の準備ができていない場合、家計再建が必要な場合などは、自立相談支援事業と連携して支援することにより、住宅を含む生活全般の包括的な支援

を受けることが可能となる。

さらに、自立相談支援事業における住まいに関する相談支援を、居住支援法人等に（再）委託することも考えられる。

については、自立相談支援事業と居住支援法人等の取組の連携を推進し、支援がより効果的なものとなるようお願いする。とりわけ、住宅に関する支援が含まれている場合、自立相談支援機関による自立生活のためのプラン作成の際には居住支援法人等の関係者も参画することが望ましい。

なお、相談者をつなぐ場合や協働して支援を行う場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等について、個人情報への取扱いに配慮して、本人に同意を得た上で共有するなど個人情報の保護に関する法律に則った対応をお願いする。

（2）地域居住支援事業と居住支援法人等の取組の連携

生活困窮者自立支援制度における地域居住支援事業（法第3条第6項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）は、現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立した状態にある者等に対し支援員の戸別訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むために必要な支援を行うものである。令和6年改正法により、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業については、福祉事務所設置自治体は、シェルター事業と地域居住支援事業のうち必要があると認めるものを行うよう努めることとされた。

また、前述のとおり、令和6年改正法により、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の実施に当たって、居住支援法人が行う業務と連携を図ることが努力義務とされた。居住支援に係る専門的なノウハウは、生活困窮者に対する支援に当たっても有効であるため、居住支援法人と連携して実施することは効果的であることから、地域で活動する居住支援法人による入居前・入居中・退居時の支援と一層の連携を図りたい。

具体的には、地域居住支援事業の実施に当たって、既存の地域資源を活用する方策として、居住支援法人等に事業を委託することも考えられる。なお、この場合の居住支援法人等の経理については、当該居住支援法人等の業務と地域居住支援事業とを区分する必要がある。

また、ホームレス（ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含む）や生活困窮者（以下「生活困窮者等」という。）が、その地域で暮らし続けていくためには、地域の中で支え合いながら生活することができる「場」をつくり、その中で生活困窮者等本人が持つ様々な可能性を十分に発揮できるよう、地域への働きかけを行うことも重要である。

そのため、地域の社会資源や支援の担い手（居住支援法人、NPOや地域住民等）を把握するとともに、それらの社会資源にいつでもアプローチできるようにしておくことや、適切にチームにより支援が行えるよう、日頃から

地域の中でこれらの関係機関・関係者とネットワークを構築し、生活困窮者等への支援方策に関する協議、調整等を行えるようにしておくことが求められる。なお、活用可能な社会資源が不足していると考えられる場合は、自治体の他の関係部局や関係機関と連携し、開拓に努める必要がある。

こうした取組を促進するためには、地域において、中核となる関係者が集まる協議の場を設定することが有益である。その際、居住支援協議会等を活用することも考えられるので、こうしたことも念頭に更なる連携の推進に努めていただきたい。